

第58号議案

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目 次

1 条例改正の概要	P 1
2 主な改正内容	
(1) 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部改正	P 2
(2) 長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部改正	P 6
(3) 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正	P 6
3 新旧対照表	
(1) 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例	P 7
(2) 長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例	P 52
(3) 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例	P 54
(参考) 今後予定されている条例改正	P 60

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が改正され、新たなサービスが創設されること等に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を整備する必要があるのと、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準並びに障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を見直す必要があるため。

(2) 改正する条例及び主な改正の概要

改正する条例	主な改正の概要
(1) 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	ア 平成 30 年 4 月 1 日から新たに創設される障害福祉サービス（指定自立生活援助事業所及び日中サービス支援型指定共同生活援助）の事業所の指定基準の制定
	イ 指定共同生活援助の設備に関する基準の見直し
	ウ 指定生活介護事業者に対し、職場への定着のための支援の実施について、努力義務の追加
(2) 長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	ア 指定障害者支援施設が指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、同一の施設において一体的に支援を提供している場合の従業員の員数及び設備の特例に係る指定基準の廃止
(3) 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	ア 生活介護事業者に対し、職場への定着のための支援の実施について、努力義務の追加

(3) 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

2 主な改正内容

(1) 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 新たに創設される指定障害福祉サービスを提供する事業所の指定基準の制定

(ア) 自立生活援助

a サービスの概要

対 象	居宅における自立した日常生活を営むために、下欄内容に記載している自立生活援助において提供される援助を要し、居宅において家族等による自立した日常生活を営む上での支援が見込めない状況にある障害者。 (居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、当該障害者の家族等による居宅での支援が見込めない場合も対象。)
内 容	定期的及び随時の通報により利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などの状況、公共料金や家賃の滞納がないか、体調の変化・通院などの状況、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整等について支援するもの

b 指定基準の概要

(a) 基本方針 [条例案第 194 条の 2]

利用者が地域において自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回及び随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応等により、利用者の状況を把握し、必要な支援が関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の状況、おかれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(b) 人員に関する基準 [条例案第 194 条の 3～条例案第 194 条の 4]

事業所に置くべき従業者（地域生活支援員、サービス管理責任者）及びその員数等について規定する。

(c) 設備に関する基準 [条例案第 194 条の 5]

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(d) 運営に関する基準 [条例案第 194 条の 6 ~ 条例案第 194 条の 12]

① 実施主体

指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

② 定期的な訪問による支援

おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談等必要な援助を行わなければならない。

③ 随時の通報による支援等

利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握及び必要な措置等を行わなければならない。

(イ) 日中サービス支援型指定共同生活援助（既存サービスの一類型）

a サービスの概要

対 象	重度の障害者等
内 容	常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うもの

b 指定基準の概要

(a) 基本方針 [条例案第 201 条の 2 ~ 条例案第 201 条の 3]

常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(b) 人員に関する基準 [条例案第 201 条の 4 ~ 条例案第 201 条の 5]

事業所に置くべき従業者（世話人、生活支援員、サービス管理責任者）及び

その員数等について規定する。

(c) 設備に関する基準 [条例案第 201 条の 6]

① 共同生活住居の立地 (長崎市独自基準)

国の基準	市の基準案
○住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。 ○入所施設又は病院の敷地外にあること。 ※上の 2 点を満たすものでなければならぬ。	○住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。 ○入所施設又は病院の敷地外にあること。 ※原則、上の 2 点を満たすものでなければならないが、 <u>市長が特に必要があると認めるときは、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる。</u>

※ 独自基準は下線部分

【独自基準制定の理由】

現在、市内の共同生活住居の定員は利用者数に対して不足している状況であり、身近な場所での支援という障害者総合支援法の理念を実現させるためにも、共同生活住居の整備を進める必要がある。

そこで、国の基準を原則としつつ、建物の転用等による入所施設又は病院と同敷地内での共同生活住居の整備を可能（ただし入所施設又は病院とは独立した建物）とし、土地等の有効利用（敷地内の建物の転用等）による共同生活住居の整備を促進したいため。

② 共同生活住居の入居定員及びユニット数の基準について規定する。

(d) 運営に関する基準 [条例案第 201 条の 7～条例案第 201 条の 11]

① 実施主体

日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所（併設型又は単独型に限る。）を行うものとする。

② 介護及び家事等

常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

③ 協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

イ 指定共同生活援助の設備に関する基準の見直し（長崎市独自基準）

国の基準	市の基準（現行）	市の基準案（見直し後）
<p>○住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。</p> <p>○入所施設又は病院の敷地外にあること。</p> <p>※上の2点を満たすものでなければならない。</p>	<p>○住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。</p> <p>○<u>入所施設又は病院とは独立した建物とすること。</u></p> <p>※上の2点を満たすものでなければならない。</p>	<p>○住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。</p> <p>○入所施設又は病院の敷地外にあること。</p> <p>※原則、上の2点を満たすものでなければならないが、<u>市長が特に必要があると認めるときは、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる。</u></p>

※ 独自基準は下線部分

【独自基準制定の理由】

ア（イ）b（c）② において長崎市の独自基準を設置するにあたり、「指定共同生活援助」の設備に関する基準（現行基準は長崎市独自基準）も同様に見直したいため。

ウ 指定生活介護事業者に対する努力義務の追加 [条例案第87条の2]

職場への定着のための支援として、指定生活介護事業者が提供する指定生活介

護（既存の障害福祉サービス）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない基準を追加する。

(2) 長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 特例による指定基準の廃止 [条例第6条及び第10条]

指定障害者支援施設（障害者総合支援法）が指定障害児入所施設等（児童福祉法）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に支援を提供している場合、指定障害児入所施設の従業員の員数及び設備の基準を満たすことをもって、指定障害者支援施設の基準を満たしているとみなす特例を廃止する。なお、3年間の経過措置を設ける。

(3) 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 生活介護事業者に対する努力義務の追加 [条例案第44条の2]

職場への定着のための支援として、生活介護事業者が提供する生活介護（既存の障害福祉サービス）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない基準を追加する。

3 新旧対照表

	法的効果	基準の例
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	人員に関する基準
標準	通常によるべき基準	日中サービス支援型指定共同生活援助に係る設備に関する基準のうち入居定員
参酌すべき基準	十分に参照しなければならない基準	「従うべき基準」及び「標準」以外の基準

(1)長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 25 年長崎市条例第 4 号)

条例（現行）	条例（改正案）
（定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)（略） (3) 支給決定障害者等 法第 5 条第 21 項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(15)（略） (16) 多機能型 第 79 条に規定する指定生活介護の事業、第 142 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 152 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 162 条に規定する指定就労移行支援の事業、第 173 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 186 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の	（定義） 第 2 条 （略） 2 （略） (1)・(2)（略） (3) 支給決定障害者等 法第 5 条第 23 項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(15)（略） (16) 多機能型 第 79 条に規定する指定生活介護の事業、第 142 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 152 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 162 条に規定する指定就労移行支援の事業、第 173 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 186 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の

条例（現行）	条例（改正案）
<p>基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。以下「県指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、県指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、県指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び県指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（県指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p>	<p>基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。以下「県指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、県指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、県指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び県指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（県指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第1節（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>第1節（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>第2節 人員に関する基準</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の2並びに第201条の10第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この条及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の12並びに第201条の20第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この条及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2・3（略）</p>
<p>第7条～第44条（略）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第45条～第78条 略</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第79条（略）</p>	<p>第7条～第44条（略）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第45条～第78条 略</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第79条（略）</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に次の各号に掲げる従</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第80条（略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第17章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>第81条～第87条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第88条～第95条 (略)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第96条 (略)</p>	<p>第81条～第87条 (略)</p> <p>(職場への定着のための支援の実施)</p> <p><u>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u></p> <p>第88条～第95条 (略)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第96条 (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項</p>	<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第97条（略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小</p>	<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人）以下とすること。</p>	<p>定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人）以下とすること。</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</p>	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>の範囲内とすること。 （表略）</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。 （表略）</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>第98条・第99条 (略)</p>	<p>第98条・第99条 (略)</p>
<p>第5章 短期入所</p>	<p>第5章 短期入所</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、次のア又はイ</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第195条に規定する指定共同生活援助又は第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合には、当該指</p>	<p>指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第195条に規定する指定共同生活援助、<u>第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第201条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助</u>（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）</u>又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をい</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>	<p>う。以下この章において同じ。）をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p>
<p>イ（略）</p> <p>2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合、次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所</p>	<p>イ（略）</p> <p>2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（<u>第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。</u>）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合、次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（<u>第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。</u>）を提供する時間帯</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ（略）</p>	<p>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ（略）</p>
<p>3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p>	<p>3（略）</p>
<p>(1) 指定生活介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う</p>	<p>(1) 指定生活介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合、次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、当該ア又はイに定める数。</p>	<p>支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合、次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、当該ア又はイに定める数。</p>
<p>ア 指定生活介護、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助、<u>第201条の2</u>に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上。</p>	<p>ア 指定生活介護、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助、<u>第201条の2</u>に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、<u>第201条の12</u>に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上。</p>
<p>イ（略） ②（略）</p>	<p>イ（略） ②（略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第101条～第110条（略）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介</p>	<p>第101条～第110条（略）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第111条 （略）</p> <p>(1) （略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p>	
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p>	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>第112条～第113 (略)</p> <p>第7章 重度障害者等包括支援</p>	<p>人) までの範囲内とすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第112条～第113 (略)</p> <p>第7章 重度障害者等包括支援</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、<u>専任かつ常勤</u>でなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、<u>常勤</u>でなければならない。</p>
<p>第115条～第119条 (略)</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する<u>サービス利用計画</u>に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第115条～第119条 (略)</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する<u>重度障害者等包括支援計画</u>に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(サービス利用計画の作成)</p> <p>第121条 サービス提供責任者は、利用者又</p>	<p>(<u>重度障害者等包括支援計画</u>の作成)</p> <p>第121条 サービス提供責任者は、利用者又</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した<u>重度障害者等包括支援サービス利用計画</u>（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した<u>重度障害者等包括支援計画</u>を作成しなければならない。</p>
<p>2 <u>サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。</u></p>	<p>（削る）</p>
<p>3 <u>サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>サービス提供責任者は、<u>重度障害者等包括支援計画</u>を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該<u>重度障害者等包括支援計画</u>を交付しなければならない。</u></p>
<p>4 <u>サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>3 <u>サービス提供責任者は、<u>重度障害者等包括支援計画</u>作成後においても、当該<u>重度障害者等包括支援計画</u>の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該<u>重度障害者等包括支援計画</u>の変更を行うものとする。</u></p>
<p>5 <u>第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。</u></p>	<p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、前項に規定する<u>重度障害者等包括支援計画</u>の変更について準用する。</u></p>
<p>第122条～第141条（略）</p>	<p>第122条～第141条（略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p style="text-align: center;">第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第142条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>第143条～第149条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び<u>第88条から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中</u></p>	<p style="text-align: center;">第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第142条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>第143条～第149条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び<u>第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第149条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」とする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第150条（略）</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p>	<p>中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第149条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」とする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第150条（略）</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小</p>	<p>第150条の2 （略）</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p>	<p>規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護</p>	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p>（表略）</p>	<p>事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p>（表略）</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>第151条 (略)</p>	<p>第151条 (略)</p>
<p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p>	<p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p>
<p>第152条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の7第2号に規定する者に対して</u>、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第152条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>第153条～第158条 (略)</p> <p>（準用）</p>	<p>第153条～第158条 (略)</p> <p>（準用）</p>
<p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、<u>第88条</u>から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用す</p>	<p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、<u>第87条の2</u>から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>る。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」とする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第160条（略）</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活</p>	<p>用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」とする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第160条（略）</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第160条の2（略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模</p>	<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="263 212 790 302">多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p> <p data-bbox="231 436 790 1881">(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p data-bbox="255 1892 343 1937">（表略）</p>	<p data-bbox="877 212 1404 414">多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。</p> <p data-bbox="845 436 1404 1982">(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(表略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>第161条 (略)</p>	<p>第161条 (略)</p>
<p>第10章 就労移行支援</p>	<p>第10章 就労移行支援</p>
<p>第162条～第167条 (略)</p>	<p>第162条～第167条 (略)</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(通勤のための訓練の実施)</u></p> <p><u>第167条の2 指定就労移行支援事業者は、</u> <u>利用者が自ら通常の事業所に通勤するこ</u> <u>とができるよう、通勤のための訓練を実</u> <u>施しなければならない。</u></p>
<p>第168条～第171条 (略)</p>	<p>第168条～第171条 (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、<u>第86条</u>から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条にお</p>	<p>(準用)</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、<u>第86条、第87条、第88条</u>から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>いて準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第172条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とあるのは「支給決定</p>	<p>「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第172条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とある</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>障害者（厚生労働大臣が定める者）とする。</p>	<p>のは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」とする。</p>
<p>第173条～194条（略）</p>	<p>第173条～194条（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第13章 自立生活援助</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第1節 基本方針</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第194条の2 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第2節 人員に関する基準</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（従業者の員数）</u> <u>第194条の3 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」とい</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>う。)に次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数</p> <p>ア 利用者の数が30以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2. 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3. 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4. 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第194条の4 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第194条の5 指定自立生活援助事業者は、</p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
(新設)	<p>第4節 運営に関する基準</p>
	<p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
(新設)	<p>(実施主体)</p> <p>第194条の7 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）に、指定障害者支</p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p><u>援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第 1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。</u></p> <p><u>（定期的な訪問による支援）</u></p> <p><u>第194条の8 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>（随時の通報による支援等）</u></p> <p><u>第194条の9 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。</u></p> <p><u>3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p>(運営規程)</p> <p><u>第194条の10 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(6) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) <u>その他事業の運営に関する重要事項</u></p>
(新設)	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第194条の11 指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定自立生活援助に係る必要な記録事項</u></p> <p>(2) <u>次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する自立生活援助計</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="220 779 304 808">(新設)</p> <p data-bbox="296 1563 600 1592"><u>第13章 共同生活援助</u></p> <p data-bbox="205 1675 517 1704">第195条～第197条（略）</p> <p data-bbox="220 1787 304 1816"><u>（設備）</u></p> <p data-bbox="205 1843 794 1984">第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、<u>入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院とは独</u></p>	<p data-bbox="879 215 911 244"><u>画</u></p> <p data-bbox="855 271 1401 353">(3) <u>次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p data-bbox="855 380 1401 463">(4) <u>次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p data-bbox="855 490 1401 631">(5) <u>次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p data-bbox="836 719 927 748"><u>（準用）</u></p> <p data-bbox="820 775 1401 1480">第194条の12 <u>第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の12において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」とする。</u></p> <p data-bbox="916 1563 1214 1592"><u>第14章 共同生活援助</u></p> <p data-bbox="820 1675 1131 1704">第195条～第197条（略）</p> <p data-bbox="820 1843 1406 1984">第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、<u>住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p><u>立した建物とし、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</u></p>	<p><u>保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる。</u></p>
<p>2～9（略）</p>	<p>2～9（略）</p>
<p>第198条の2～第198条の6（略）</p>	<p>第198条の2～第198条の6（略）</p>
<p>（介護及び家事等）</p>	<p>（介護及び家事等）</p>
<p>第199条（略）</p>	<p>第199条（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、<u>利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</u></p>	<p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、<u>当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。</u></p>
<p>第199条の2～第201条（略）</p>	<p>第199条の2～第201条（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第5節 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針</u></p>
	<p><u>（この節の趣旨）</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p><u>第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p><u>（基本方針）</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p><u>第2款 人員に関する基準</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（従業者の員数）</u></p> <p><u>第201条の4 日中サービス支援型指定共同</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) <u>世話人</u> 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(2) <u>生活支援員</u> 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5</p>

条例（現行）

条例（改正案）

で除して得た数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに指定を受ける場合は、推定数とする。

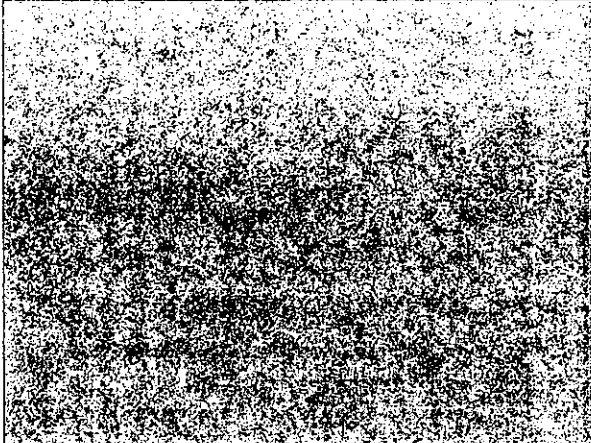
4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p>第201条の5 <u>第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。</u></p>
(新設)	<p>第3款 <u>設備に関する基準</u></p>
(新設)	<p>第201条の6 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる。</u></p> <p>2 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。</u></p> <p>3 <u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>計は20人以下とする。</p> <p>5 <u>既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。</u></p> <p>6 <u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。</u></p>
	<p>7 <u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</u></p>
	<p>8 <u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</u></p>
	<p>9 <u>ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p>
	<p>(2) <u>一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p align="center"><u>第4款 運営に関する基準</u></p> <p align="center"><u>(実施主体)</u></p>
(新設)	<p><u>第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。</u></p>
(新設)	<p align="center"><u>(介護及び家事等)</u></p> <p><u>第201条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</u></p> <p><u>2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。</u></p>
	<p><u>4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p><u>（社会生活上の便宜の供与等）</u></p> <p><u>第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。</u></p> <p><u>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。</u></p> <p><u>4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>（協議の場の設置等）</u></p> <p><u>第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p><u>認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに</p>	<p>活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、 「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。」とする。</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="304 221 756 255">人員、設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="225 333 432 367">（この節の趣旨）</p> <p data-bbox="209 389 799 1610"> <u>第201条の2</u> 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（<u>第201条の12</u>において準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（<u>第201条の4</u>第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 </p> <p data-bbox="209 1684 644 1718"><u>第201条の3～第201条の6</u>（略）</p> <p data-bbox="304 1796 665 1830">第4款 運営に関する基準</p>	<p data-bbox="917 221 1369 255">人員、設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="837 333 1045 367">（この節の趣旨）</p> <p data-bbox="821 389 1412 1610"> <u>第201条の12</u> 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（<u>第201条の22</u>において準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助<u>第201条の14</u>第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 </p> <p data-bbox="821 1684 1257 1718"><u>第201条の13～第201条の16</u>（略）</p> <p data-bbox="917 1796 1278 1830">第4款 運営に関する基準</p>
<p data-bbox="225 1910 644 1944">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p data-bbox="209 1966 799 2000"><u>第201条の7</u> 外部サービス利用型指定共同</p>	<p data-bbox="837 1910 1257 1944">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p data-bbox="821 1966 1412 2000"><u>第201条の17</u> 外部サービス利用型指定共同</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、<u>第201条の9</u>に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、<u>第201条の19</u>に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>第201条の8～第201条の11</u>（略）</p> <p>（準用）</p> <p><u>第201条の12</u> 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この</p>	<p><u>第201条の18～第201条の21</u>（略）</p> <p>（準用）</p> <p><u>第201条の22</u> 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第201条の12</u>において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第201条の12</u>において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「<u>第201条の12</u>において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「<u>第201条の12</u>において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第201条の12</u>において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「<u>第201条の12</u>において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第201条の12</u>」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第201条の12</u>において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的</p>	<p>場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「<u>第201条の22</u>において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第201条の22</u>において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「<u>第201条の22</u>において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「<u>第201条の22</u>において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第201条の22</u>において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「<u>第201条の22</u>において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第201条の22</u>」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第201条の22</u>において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」とする。</p> <p><u>第14章</u> 多機能型に関する特例</p> <p>第202条・第203条（略）</p> <p><u>第15章</u> 削除</p> <p>第204条及び第205条 削除</p> <p><u>第16章</u> 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第206条～第210条（略）</p> <p><u>第17章</u> 雑則 第211条（略）</p>	<p>な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」とする。</p> <p><u>第15章</u> 多機能型に関する特例</p> <p>第202条・第203条（略）</p> <p><u>第16章</u> 削除</p> <p>第204条及び第205条 削除</p> <p><u>第17章</u> 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>第206条～第210条（略）</p> <p><u>第18章</u> 雑則 第211条（略）</p>

(2)長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
（平成25年長崎市条例第5号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（従業者の員数に関する特例）</p> <p>第6条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第</p>	<p>第1条（略）～第5条（略）</p> <p>第6条 削除</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>164号) 第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第10条において同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第10条において同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。第10条において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第69号。第10条において「県指定入所施設基準条例」という。)第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前条第1項から第5項まで及び第25項から第27項までの基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>第7条～第9条 (略)</p>	<p>第7条～第9条 (略)</p>
<p>(設備に関する特例)</p>	
<p>第10条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、県指定入所施設基準条例第6条に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第10条 削除</p>

条例（現行）	条例（改正案）
第11条～第63条（略）	第11条～第63条（略）

(3)長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長崎市条例第6号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>(2) 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>	<p>条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、<u>居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</u></p>
<p>第3条～第32条の2（略）</p>	<p>第3条～第32条の2（略）</p>
<p>第3章 生活介護</p>	<p>第3章 生活介護</p>
<p>第33条～第44条（略）</p>	<p>第33条～第44条（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（職場への定着のための支援の実施）</u> <u>第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="199 226 483 259">第45条～第50条（略）</p> <p data-bbox="293 331 695 365">第4章 自立訓練（機能訓練）</p> <p data-bbox="220 441 365 474">（基本方針）</p> <p data-bbox="199 495 791 902">第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p data-bbox="199 976 483 1010">第52条～第54条（略）</p> <p data-bbox="220 1084 309 1117">（準用）</p> <p data-bbox="199 1137 791 2020">第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び<u>第45条</u>から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは</p>	<p data-bbox="815 226 1099 259">第45条～第50条（略）</p> <p data-bbox="906 331 1308 365">第4章 自立訓練（機能訓練）</p> <p data-bbox="831 441 976 474">（基本方針）</p> <p data-bbox="815 495 1385 846">第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p data-bbox="815 976 1099 1010">第52条～第54条（略）</p> <p data-bbox="831 1084 920 1117">（準用）</p> <p data-bbox="815 1137 1385 2020">第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び<u>第44条の2</u>から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」とする。</p>	<p>項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」とする。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 自立訓練（生活訓練）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 自立訓練（生活訓練）</p>
<p>（基本方針）</p>	<p>（基本方針）</p>
<p>第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の7第2号</u>に規定する者に対して、<u>省令第6条の6第2号</u>に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の6第2号</u>に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>第57条～第59条（略）</p>	<p>第57条～第59条（略）</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、<u>第45条</u>から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは</p>	<p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、<u>第44条の2</u>から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」とする。</p>	<p>「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」とする。</p>
<p>第6章 就労移行支援</p>	<p>第6章 就労移行支援</p>
<p>第61条～第64条（略）</p>	<p>第61条～第64条（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（通勤のための訓練の実施）</u> 第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。</p>
<p>第65条～第68条（略）</p>	<p>第65条～第68条（略）</p>
<p>（準用） 第69条 第8条、第9条、第13条から第19条</p>	<p>（準用） 第69条 第8条、第9条、第13条から第19条</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」とする。</p> <p>第70条～第91条（略）</p>	<p>まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、<u>第44条、第45条</u>から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」とする。</p> <p>第70条～第91条（略）</p>

(参考) 今後予定されている条例改正

1 改正が必要な条例

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（施行予定日：平成30年4月1日）

【関係法令】（施行予定日：平成30年4月1日）

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成30年3月中旬に改正予定）
- (2) 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成30年3月下旬に改正予定）

2 改正を予定している内容

- (1) 新たに創設される「就労定着支援」を提供する事業所の指定基準の制定

※下線部分が、3月中旬に公布予定の障害者総合支援法施行規則において規定される内容

ア サービスの概要

対 象	<u>就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練</u> の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
内 容	生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた支援（生活リズム、家計や体調の管理等）

イ 指定基準の概要

(ア) 基本方針

利用者が自立した生活を営むことができるよう、就労に向けた支援（就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定期間（3年間）にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者及び医療機関等との連絡調整等の支援を行うものでなければならない。

(イ) 人員に関する基準

置くべき従業者（就労定着支援員、サービス管理責任者）及びその員数について規定する。

(ウ) 設備に関する基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(エ) 運営に関する基準

a 実施主体

過去3年間において平均1人以上、通常の事業所へ新たに障害者を雇用させている指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所でなければならない。

b 職場への定着のための支援

利用者に対する支援内容に係る基準の制定（長崎市独自基準）

	市の基準案		国の基準
	就職後 1月以内	就職後 2月日以降	就職後
利用者との調整	【義務】月1回以上（対面） + <u>【努力義務】月1回以上（電話・メール等による状況把握でも可）</u>	【義務】 月1回以上 （対面）	【義務】 月1回以上 （対面）
事業所との調整	【努力義務】月1回以上（訪問） + <u>【努力義務】月1回以上（電話・メール等による状況把握でも可）</u>	【努力義務】 月1回以上 （訪問）	【努力義務】 月1回以上 （訪問）

※ 独自基準は、下線部分

【独自基準制定の理由】

就職直後の離職率が高いことから、定着に向けたきめ細かい支援を行うため。

c サービス利用中に離職する者への支援

指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職し、再就職等を希望する利用者に対し、再就職のための支援等を行わなければならない。

(2) 「多機能型」事業への「指定居宅訪問型児童発達支援の事業」の追加

複数の指定障害福祉サービス事業等を一体的に行う「多機能型」の事業の定義に、平成30年4月1日から新たに創設され、「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（3月下旬に改正予定）で規定される「指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を追加するもの。